

参考様式第5－1号

産 第 2 3 3 号 の 2
令 和 8 年 2 月 2 日

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

四街道市長 鈴木 陽介

市町村名 (市町村コード)	四街道市 (122289)
地域名 (地域内農業集落名)	四街道南部地区 (吉岡・成山・中台・南波佐間・和田・上野・中野・和良比・小名木)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和8年2月2日 (第5回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

当地区は、高齢化等により担い手が減少しており、ほとんどの方に後継者がいないため、さらなる担い手の減少、耕作放棄地の拡大が懸念される。また、ほ場あたりの面積が狭いため、小規模農家が点在している。

(2) 地域における農業の将来の在り方

地域の特性に合った作物を生産する。小規模でも収益が確保できるよう、高収益作物の導入や、直売所等による地域独自の価値を加えるよう、検討する。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	160.88 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	160.88 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

四街道南部地区(吉岡、成山、中台、南波佐間、和田、上野、中野、和良比、小名木)の農地を基本とする。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1) 農用地の集積、集約化の方針

農地中間管理機構への貸し付けを進めつつ、担い手への農地の集積・集約化を基本とし、担い手の農作業に支障がない範囲でそのほかの者により農地利用を行う。

(2) 農地中間管理機構の活用方針

担い手への集約を目指すため、基本的に農地中間管理機構へ貸し付けを行う。

(3) 基盤整備事業への取組方針

水路の老朽化や農作業効率を考慮し、地区での必要性を協議し、暗渠等整備を検討する。

(4) 多様な経営体の確保・育成の取組方針

基本的に地域内の者で耕作していくが、営農が困難な場合には新規参入等地区からも受け入れる。

(5) 農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針

部分的な作業委託等、効率や必要性を考慮し、実施を検討する。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

<input type="checkbox"/>	①鳥獣被害防止対策	<input type="checkbox"/>	②有機・減農薬・減肥料	<input type="checkbox"/>	③スマート農業	<input type="checkbox"/>	④畠地化・輸出等	<input type="checkbox"/>	⑤果樹等
<input type="checkbox"/>	⑥燃料・資源作物等	<input type="checkbox"/>	⑦保全・管理等	<input type="checkbox"/>	⑧農業用施設	<input type="checkbox"/>	⑨耕畜連携等	<input type="checkbox"/>	⑩その他

【選択した上記の取組方針】